入　札　説　明　書

令和７年札幌市告示第2929号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和７年７月10日（木）

２　契約担当部局

〒064－0808　札幌市中央区南８条西２丁目５－２
札幌市総務局行政部公文書館管理係　電話　011-521-0205　FAX 011-521-0210
メールアドレス：kobunshokan@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項

⑴ 借入件名及び数量
札幌市公文書館電話設備借受　一式

⑵ 調達案件の仕様等
仕様書による。

⑶ 借入期間及び納入期限
ア　借入期間　令和７年10月１日～令和12年９月30日（60月）
本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
イ　納入期限　令和７年９月30日

⑷ 納入及び納品検査場所
公文書館（札幌市中央区南８条西２丁目５－２）

⑸ 入札書の記載方法
月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴ 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵ 令和４～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」-中分類「物品賃貸業」の登録があること。

⑶ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

⑸ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹ 本仕様書に示した借受物品の調達が十分に可能な者であること。

５　入札に要求される事項

⑴ 入札書及び関係書類の提出
この一般競争入札に参加を希望するもの（以下「入札参加者」という。）は、入札書（別紙１）及び上記４の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を下記（4）アに掲げる提出期限までに、下記（4）ウの方法により提出しなければならない。
また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑵ 審査書類及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記２に同じ。また、入札説明書は下記URLのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html

⑶ 審査書類
ア　事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
イ　誓約書
ウ　事業協同組合等にあっては、組合員名簿

⑷ 審査書類及び入札書の提出
入札者は、審査書類及び入札書を、次のとおり提出しなければならない。
ア　審査書類及び入札書の提出期限
審査書類　令和７年７月23日（水）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
入札書　　令和７年７月29日（火）17時00分（　　〃　　）
イ　参加資格の確認
上記アの期限までに提出された審査書類の審査の結果、上記４に掲げる入札資格が「無」の場合のみ、令和７年７月25日（金）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。
ウ　提出に当たっての留意事項
入札書は持参又は送付による。ＦＡＸ、電子メールその他の方法による提出は認めない。
なお、審査書類については、持参、送付又は電子メールにより提出することができるが、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。
(ｱ) 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年７月30日（水）13時15分開札〔札幌市公文書館電話設備借受〕の入札書在中」の旨を記載すること。
(ｲ) 入札書を持参により提出する場合は、上記(ｱ)により作成した封書を上記２あてに上記アの提出期限までに直接提出すること。
(ｳ) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和７年７月30日（水）13時15分開札〔札幌市公文書館電話設備借受〕の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに上記アに掲げる提出期限までに必着するよう送付すること。
(ｴ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類は、書換え、引換え又は撤回することができない。

⑸ 代理人による入札
ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙２）を提出しなければならない。
イ　入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑹ 同等品における入札について
同等品で入札を希望する場合は、令和７年７月22日（火）17時00分までに、公文書館へ同等・規格確認書（様式２）及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、契約担当部局の確認を受けること。なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから上記２契約担当部局のメールアドレス宛に送信すること。

６　開札等

⑴ 開札の日時及び場所
令和７年７月30日（水）13時15分
公文書館２階小会議室（札幌市中央区南８条西２丁目５－２）

⑵ 開札

ア　入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

⑶ 入札の無効

ア　本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年９月10日管財部長決裁）第８項各号の一に該当する入札は無効とする。
イ　上記５⑷の審査書類及び入札書の提出以後、落札者の決定までの間に上記４の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札は無効とする。
ウ　提出書類に虚偽の記載をした者がした入札は無効とする。

⑷ 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

⑸ 入札保証金

免除する。

７　落札者の決定方法等

⑴ 落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格を満たさなくなった者の取扱い

上記５⑷の審査書類及び入札書の提出以後、入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の入札を無効とし、上記６⑵オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

⑵ 落札の取消し

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。
ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑶ 最低制限価格の設定　　無

８　契約締結

⑴ 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の

契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑵ 契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑶ 契約条項

別紙のとおり

９　その他

⑴ 借受物品の仕様等に対する質問

ア　質問の提出

質問は質問票（様式３）により作成し、持参、送付、電子メール又はFAXにより提出すること。

イ　質問の提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和７年７月17日（木）17時00分までの間で提出すること。

ウ　回答書の閲覧

令和７年７月22日（火）までに上記２の場所で閲覧に供するとともに、行政部一般競争入札情報ホームページに掲載する。

⑵ 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙３）を提出することとする。

⑶ 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参又は送付とする。